

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：31304

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01996

研究課題名(和文) グループを通じたエンパワメントの過程と段階に対する評価研究

研究課題名(英文) Empowerment oriented groups: From practice value to practice model.

研究代表者

黒田 文 (KURODA, AYA)

東北福祉大学・総合福祉学部社会福祉学科・教授

研究者番号：60368412

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：当初はサービス利用当事者の活動をフィールドにしたエンパワメントグループについて構想された本研究であったが、コロナ禍が長期化したことにより研究枠組みを再考した。その過程では、当事者と制度的援助専門職者との関係性に対する観察を通じて浮かび上がった「知とエンパワメント」というより広範な現象を研究の対象に据えて研究を再開した。制度的援助専門職者が、当事者を「消費モデル」におけるパートナーにとどめおかないために、当事者の知の潮流に照らして「民主モデル」を理解すること、および、制度的援助職者の「専門知」を開かれたものにしていくことが、当事者の知のエンパワメントに必要なことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

知に付随するパワーという観点からエンパワメント実践を考察した本研究の結果により、当事者による「当事者の知」と制度援助専門職者による「専門知」の関係性への理解がすすむことがあげられる。エンパワメント実践に対する研究は方法論やプロセスに関するものは多く存在するが、知と権力の観点から論じたものは非常に少ない。「当事者の知」と「専門知」の性質をふまえた枠組みを本研究が提示したことで、我が国において制度的援助専門職者がエンパワメントを実践する際の態度形成に影響を及ぼすと考えられる。

研究成果の概要(英文)：This research was initially conceived as empowerment groups that focused on the user-oriented interventions, however, its framework was reconsidered due to the prolonged COVID-19 pandemic. The research was resumed with a focus on the broader phenomenon of "knowledge and empowerment", which emerged through observations of the relationship between service users and the helping professionals (so-called social workers). It is clarified that in order to empower knowledge of service users, it is necessary for the helping professionals to understand two different rationales for participation - one consumerist, the other democratic. The democratic is rooted in service user movement so that service users are not limited to partners in the consumerist. In conclusion, it reveals that as reflective practitioners, social workers should use their professional knowledge to invite expertise-by-experience of service users to co-product user-oriented services and to overcome power-control issue.

研究分野：ソーシャルワーク

キーワード：エンパワメント 当事者の知 専門知 協働 当事者運動 知とパワー ピアサポート ソーシャルワーク

1. 研究開始当初の背景

ソーシャルワークでは、支援を提供する状況において、エンパワメントを企図した実践であっても、制度的援助専門職がサービスを利用する当事者（以下、当事者と記す）をディスパワーさせてしまうパラドックスがあると指摘されてきた。そのため、エンパワメント実践でいかに当事者のディスエンパワメントを回避するかということが大きな課題となる。当事者と制度的援助専門職者のエンパワメントをめぐる力の関係性は、当事者が自らの生きられた経験を「当事者の知」としてピアサポート活動に持ち込んで支援を提供する状況についても同様にあてはまるものである。当事者のピアサポート活動が制度的援助専門職の支援と共に提供される状況では、当事者のピアサポートの有効性が認められても、制度的援助専門職者の知（以下、「専門知」と記す）の采配によって、結果的にピアサポートを提供する当事者がディスエンパワメントされてしまうことは稀ではない。そのため、支援の提供システムにおいて「当事者の知」と「専門知」の運用を建設的にかみ合わせていくための方策が求められている。ソーシャルワークの実践に対するこれまでの研究では、エンパワメント実践の方法論やプロセスを論じたものは多数存在するが、「当事者の知」と「専門知」の関係性に焦点をあて、ソーシャルワークとしてのエンパワメント実践を検討する研究は十分に行われてこなかった。

2. 研究の目的

知に付随するパワーという観点から「当事者の知」と「専門知」をめぐるエンパワメント実践について考察する。双方の知がサービス提供システムにおいて、サービスを必要としている人のために建設的に運用され、片方がもう一方の知をディスパワーすることを回避し、知を協働／共同的に運用するための実践基盤の考え方および態度形成の枠組みを提示することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

知に付随するパワー、および、「当事者の知」と「専門知」の関係性を読み解くため、1) 「当事者の知」の性質と「当事者の知」の系譜を整理した上で、ソーシャルワークで用いられる「専門知」の性質と対比した。ソーシャルワーク実践の専門性とエンパワメント実践のあり方を検討するために、2) ソーシャルワークにおける「専門知」の生成、および、「当事者の知」と「専門知」の関係性を考察し、ピアサポート活動で運用される「当事者の知」を手がかりに知の協働・共同的運用の方法を検討した。なお、本研究は文献データにもとづく質的（定性的）研究である。

4. 研究成果

4.1 「当事者の知」の性質と潮流について明らかになったこと

当事者の知は、生きづらさを抱えて生活を継続する中で、当事者自らが獲得した「生きられた経験 (lived experiences)」から導出される知である (Borkman 1976, 1990, 1997; Wilson and Beresford 2000; Fox 2011)。当事者の知は、ソーシャルワークサービスを含む社会サービスの利用者が、自らの生活の現実から生成した知であり、そこには困難を抱えて生活する生きづらさを軽減したり、それと共に在るための情報や工夫が凝縮されている (Borkman 1990; Fox 2011)。

生きられた経験から生成される当事者の知は、具体的には、ピアサポートにみられるようにサービス提供システムで活用されることもあるが、その系譜は、消費モデルと民主モデルに分類される (Beresford 2002; Beresford & Branfield 2012; Pilgrim 2005; Scourfield 2010)。消費モデルでは、消費者の知として当事者の知が尊重され、サービスに対するフィードバック機能を担っているが、その根底にはサービス提供側の効率・効果といったマーケティング的管理主義の思考に絡めとられる側面があることを見逃してはならないと考えられる (Carr 2007)。それに対し、民主モデルは当事者が生活者として市民権を獲得することを目指している (Beresford 2002; Beresford & Branfield 2012; MacLaughlin 2009; Scourfield 2010; 中西・上野 2003: 19)。民主モデルは、当事者個々の権利意識に基づくセルフアドボカシーが集合行動として結実するアプローチを模索しているため、その根底を支える民主的な価値に即して民主モデルと捉えられる (Beresford 2002, Carr 2007)。消費モデルは、政策やシステム側の外部イニシアティブにより、当事者が何をすべきかが誘導されがちであるのに対し、民主モデルは、社会的存在として権利を有する人間として、当事者がどう扱われるべきかを希求する社会的なポジショニングに関わるアプローチが含まれる権利モデルでもある (Beresford 2002; Pilgrim 2005)。消費者主義に立脚する消費モデルでは、サービス提供者にとって当事者はよきパートナーとして適合しやすいが、権利を含む民主モデルを採用すれば、当事者は現実に対するカウンターとして出現せざるをえず、当事者の姿勢やポジショニングがどうしても対立的に受けとめられやすくなる (Carr 2007)。当事者が独自の言説に基づいて自分たちの状況に関する定義権を行使するとき、サービスシステムの関与者であるソーシャルワーカー（もちろん、他の制度的援助専門職者であっても）は、当事者の言説に対して真摯に向き合うことが求められる。当事者の現実世界や状況に対する承認は、社会状況の変化とともに更新・継続されていく必要があり、これに対してバックアップしていくことをソーシャルワーカーは忘れてはならないと考えられる。

4.2 ソーシャルワーク「専門知」と開かれた専門性について明らかになったこと

ソーシャルワークの「専門知」は、科学的言説を採用することによって進展してきた歴史的経緯があり、帰結として「専門知」は科学的な知識・言説に依拠している (Hartman 1993; Schön 1983=2019: 47)。知としての「科学的言説は、一方では知を分解し、変容させ、再配分し、他方で言説の規則性を確認するものとして機能して、価値あるもの」として位置づけられてきた (Foucault 1969=2006: 281)。科学は、他の諸言説への影響力を発揮し、ソーシャルワークも学問の形式を整える中で、科学的言説にもとづく「専門知」を戦略として選択してきたといえる。援助において用いられる「専門知」は、絶対的正解

の存在しない状況に対応するため、人間生活に関わる知識をなるべく多く獲得しようとする統合性や新しい知識を取り入れる更新性、価値を相対化しながら現実の問題解決に対して応用性を高める実践性のほか、科学的思考に基づく根拠あるサービスを提供するために、Schönがいうところの技術的合理性を追求する知を目指してきた (Pease 2002; Smith and White 1997; Schön 1983=2013 : 21)。

これに対し、当事者の知は上述した高等教育機関を通じて継承・導出されるものではなく、専門職の承認に必須とされる技術的合理性に依拠する知ではない。当事者の知が、生きられた経験を淵源にする以上、これは抽象的な知の体系というよりは、主体が自らの生き方を問うものであり (Saleebey 1994, Fox 2015)、生きる力と価値につながる一人称の言説の総体と考えられる (Crossley 2000=2006:63)。知が「特殊化された言説=実践のうちで語られるものであり、主体が自己の言説の中で取り扱う対象について語るために居をしめる空間」と捉えられるならば (Foucault 1969=2006:276)、当事者の知と「専門知」は、言説としては両者とも同等に知でありながら、その目的や運用において相違が生じる知といえる。この相違にもとづいて、ソーシャルワーカーを含む制度的援助専門職者が二項対立の視座に陥ったり、社会的地位の保持のために職権にもとづく権威 (authority) や支配 (control) を「専門知」にもたせようとするならば、知としての対等性を無視することになり、「当事者の知」を参照しないという意識や態度を誘発しかねない (それが無意識に行われる)。この可能性に対して自覚的になることで、ソーシャルワーカーが当事者の知を軽視し、当事者をパワレスな状態へ陥らせてしまうことは回避されると考えられる。

「専門知」の作用は、状況をそぎ落として解決できる問題をテイラーメイドしてつくり出すことが多い。実践における反復や決まり事が多くなるにつれ、「専門知」は暗黙で無意識的になり、自分がいましていることを深く考える重要な機会を逃す危険性を高め、「専門知」のカテゴリーの範疇に入らないデータに対して選択的に注意をむけなくなる作用がある (Barnard 1968 : 32; Polanyi=高橋 1980 : 4)。これに対して、当事者の知は、その作用を緩和する機能、つまり、「専門知」がその専門性に依拠するが故に選択的に注意を向けなくなってしまうデータに対し、当事者視点に立って寄り添い、収集することや、「専門知」のフィルターからは暗黙で無意識的になりがちな当事者の個別経験へアクセスすることを可能にすると考えられるため、当事者を中心に従来よりも開かれた観点にもとづいてサービスの提供を行うには、当事者の知が運用される状況を大事にして「専門知」を有する者が建設的に「当事者の知」と対話することが必要だと考えられる。

ソーシャルワーカーを含む制度的援助専門職の専門性は、実践において省察しながら、よりよい実践を考えサービスを提供することだと指摘されて久しいが、このような省察的实践は、制度専門的熟練性や技術的合理性 (専門性) の限界を見出そうと意識することでよりよい実践を導出できるという考え方にもとづいている。この考え方の価値に照らせば、「専門知」の限界を自覚し、「専門知」の不完全性を前提にして、当事者による「当事者の知」の運用を支援に招き入れることは、いわば、当事者を中心とした専門性を開く省察的实践としてソーシャルワークのミッションに適合すると考えられる。

換言すれば、ソーシャルワークとしてその専門性を発揮するには、当事者の知の運用促進を企図し、当事者と積極的に対話や交渉を行うことで「当事者の知」への理解を深め、サービスを必要としている者を中心に適切な支援をプロデュース・デザインする必要がある。

る。このようなプロデュース・デザインを目指して省察的実践を行うには、ソーシャルワーカー自らが従来の「専門知」の再定義を試みることや「専門知」が閉ざされた知に陥らずに当事者の知と建設的かつ丁寧に対話を行い、双方の知の運用を活性化させる作業が求められる。

4.3 総合的考察

本研究では、「当事者の知」と「専門知」との関係性を考察するにあたり、双方の知の特性を見直して本質に照らして双方の知が運用される必要があると論じた。「専門知」が当事者の知を脅かす作用を生じさせた場合には、その作用への抵抗として当事者の知のパワーが立ち上がることは、当事者の主体性形成のためには必要であるということを知／パワーの本質に照らして当事者と制度的援助専門職者の両者は忘れてはならないと考えられる。「当事者の知」と「専門知」は、どちらもパワーを有しており、多元的な知として対話を続け、相互に尊重され、認められる必要があることを改めて認識する必要がある。知の多元性が認められるということは、つまり、知に付随するパワーの分散が承認されることでもある。パワーの文選が承認されるために、双方の知は、互いに開かれていることが求められる。科学的合理性では対応しきれない未知の内容があるという自覚、双方の知はお互いに不完全であるという認識、自分たちの知の枠組みの不完全性を互いに委ねるために知を開き対話を続けるという構えをもつことが重要だと考えられる。ソーシャルワークがサービスを必要としている者を中心した支援を提供するためには、実践の中の知のシステムにおける開かれた専門性を意識し、双方の知の協働／共同的運用を紡ぎ出していくことが求められている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 黒田 文	4. 巻 64
2. 論文標題 ピアサポート活動で用いる当事者の知と制度的援助専門職者の知の共同（協働）的運用をめぐって：専門性をひらく省察的实践	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 社会福祉学	6. 最初と最後の頁 30-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24469/jssw.64.4_30	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 黒田 文
2. 発表標題 ソーシャルワーク実践とパーソナルリカバリー：生の過程と意味づけの生成
3. 学会等名 日本社会福祉学会第70回秋季大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 黒田 文
2. 発表標題 生きられた経験にもとづく当事者の知へのアプローチ
3. 学会等名 日本社会福祉学会東北部会第21回研究大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 黒田 文
2. 発表標題 当事者の知の潮流に照らしたピアサポートの理解
3. 学会等名 当事者の知の潮流に照らしたピアサポートの理解
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 黒田 文
2. 発表標題 知をひらくソーシャルワーク実践へむけて：構造的ソーシャルワークとエンパワメントの視点から
3. 学会等名 日本社会福祉学会第71回秋季大会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------